

2015年12月21日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 西 室 泰 三
(コード番号 6178 東証第一部)
問 合 せ 先 秘 書 室 (TEL 03-3504-4142)

当社グループの役員等に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2015年12月21日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役並びに当社の子会社である日本郵便株式会社（以下、当社と併せて「当社グループ」という。）の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本制度の信託設定時期、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社グループの業務執行を担う役員等の報酬と株式価値との連動性を明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する役員等の貢献意識を一層高めることを目的とするものです。

これにより、当社グループの業務執行を担う役員等の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、変動報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

なお、当社は指名委員会等設置会社であり、当社の執行役の報酬等は報酬委員会が決定しています。

2. 本制度の対象者

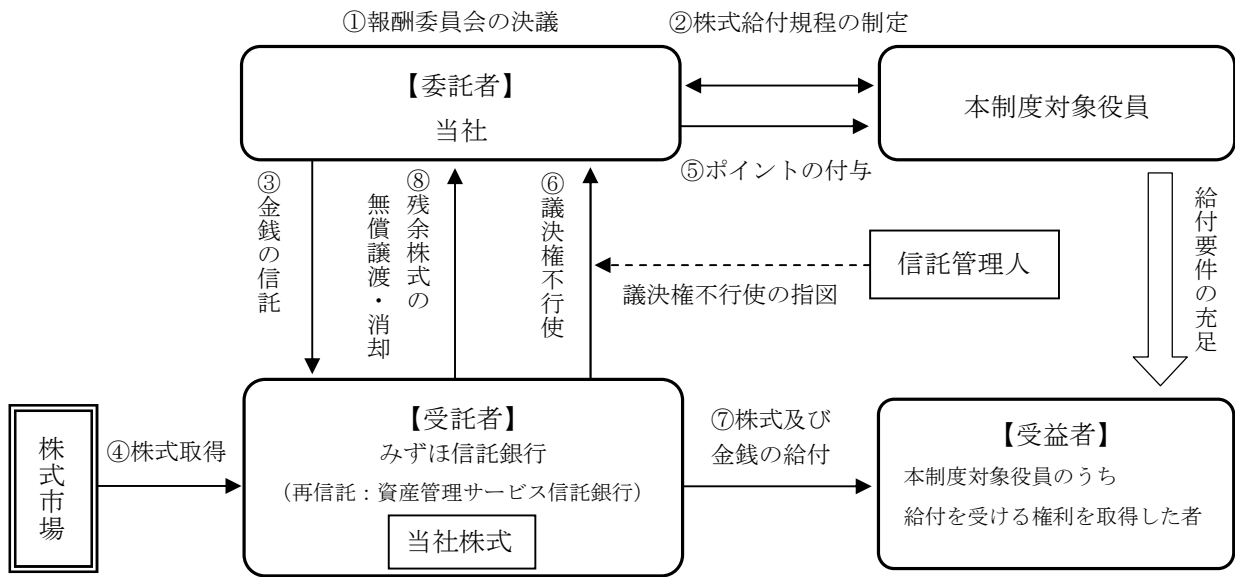
本制度の対象者は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「本制度対象役員」という。）といたします。

3. 本制度の概要

本制度は、株式給付信託（Board Benefit Trust）と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき本制度対象役員に給付される業績連動型の株式報酬制度であり、本制度対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として当社グループの執行役又は取締役若しくは執行役員を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議します。なお、日本郵便株式会社は、本制度の導入に関して、同社株主総会において役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 当社グループは本制度の導入に関して、役員等の報酬に係る株式給付規程をそれぞれ制定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」という。）。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場から取得します。
- ⑤ 当社グループは、株式給付規程に基づき、本制度対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、本制度対象役員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を給付します。
- ⑧ なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

以上